

社会福祉法人 岳南厚生会
規 程 第 2 号

ユニット型特別養護老人ホーム高原荘 運営規程

ユニット型特別養護老人ホーム高原荘 運営規程

社会福祉法人 岳南厚生会
規 程 第 2 号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人岳南厚生会が開設するユニット型特別養護老人ホーム高原荘（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態にある高齢者等（以下「入居者」という。）に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 事業所は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 事業所は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

3 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ユニット型特別養護老人ホーム高原荘
- (2) 所在地 静岡県富士宮市貫戸103番地の2

(職員の職種及び員数)

第5条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管 理 者 （施設長） 1人 （常勤職員）
- (2) 医 師 1人
- (3) 介護支援専門員 1人以上 （うち1人は常勤職員）
- (4) 生活相談員 1人以上 （常勤職員）
- (5) 看護職員 常勤換算方法で1人以上（うち1人は常勤職員）
- (6) 介護職員 常勤換算方法で9人以上
- (7) 機能訓練指導員 1人以上
- (8) 栄 養 士 1人以上
- (9) 事 務 員 2人以上
- (10) 調 理 員 外部委託業者により対応する

- 2 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 3 第1項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職員の職務)

第5条の2 職員の職務は、次に定めるとおりとする。

- (1) 管理者(施設長)は、職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
- (2) 医師は、入居者の健康状況をチェックし、必要に応じて健康保持のため適切な処置を執る。
- (3) 介護支援専門員は、入居者が適切な施設サービスが利用できるよう相談調査、施設サービス計画の作成等を行う。
- (4) 生活相談員は、入居者及び家族からの必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (5) 看護職員は、入居者の健康チェック等を行うことにより入居者の健康状態を的確に把握するとともに、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (6) 介護職員は、入居者の介護・介助にあたり入居者の心身の状況等を的確に把握し、入居者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、入居者の機能の低下を防止するための訓練を行う。
- (8) 栄養士は、入居者の食事の献立の確認、入居者の栄養指導等、調理員等の指導を行う。
- (9) 事務員は、必要な事務を行う。
- (10) 調理員は、栄養士の指示を受けて食事業務を行う。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(職員の専従)

第6条 事業所の職員は、専ら当該事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、入居者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第7条 事業所は、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 事業所は、当該事業所の職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(従業者の研修)

第8条 事業所は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を設ける。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(定員)

第9条 事業所の定員を次のとおりとする。

- (1) 入居者 30名

(ユニットの数及び入居の定員)

第10条 ユニットの数及び入居の定員は次のとおりとする。

- (1) ユニット数 3ユニット
- (2) 1ユニット 定員は10名

(定員の遵守)

第11条 事業所は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ユニット型施設介護の方針)

- 第12条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自立的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
 - 5 事業所の職員は、入居者へのサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 6 事業所は、入居者へのサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
 - 7 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、事前に入居者又はその家族に説明して同意を得るものとし、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 8 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(施設介護)

- 第13条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 事業所は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えるものとする。
 - 4 事業所は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 事業所は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 7 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 事業所は、入居者に対し、その負担により、当該事業所の職員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(施設の食事)

- 第14条 事業所は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 事業所は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 事業所は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 事業所は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第15条 事業所は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第16条 事業所は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 事業所は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 事業所は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 事業所は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならないものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用するものとする。

(利用料の受領)

第18条 事業所を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。
 - (1) 食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (2) 理美容代
 - (3) 施設の利用にあたり居住費となる費用
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に重要事項説明書に基づき説明を行ったうえで、書面により利用者の同意を得なければならない。

(入居手続きの説明及び同意)

- 第19条 施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(入居)

- 第20条 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。
- 2 事業所は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできないものとする。
- 3 入居申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努め、入所検討委員会の決定を受けるものとする。
- 4 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、その入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勧告し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

(退居)

- 第21条 退居は、次の場合とし、利用契約関係者及び家族等に連絡し退所処置を講じるとともに関係者に連絡するものとする。
- (1)入居者からの退居の申し出があったとき
- (2)入居者が無断で退所し戻らないとき
- (3)入居者が病院等に入院し、3月以上経過したとき及び3月以上の期間入院が見込まれるとき
- (4)入居者が死亡したとき
- (5)利用契約を終了したとき
- 2 入居者からの退居申込があったときは、退居の理由、年月日、退居先等の確に聴取のうえ利用契約関係者及び関係機関に連絡するものとする。

(健康管理)

- 第22条 事業所の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。
- 2 事業所の医師又は看護職員は、入居者に行った健康管理について記録をしなければならない。

(協力病院等)

- 第23条 事業所は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかななければならない。
- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第24条 事業所は、入居予定者が入院治療を必要とする場合その他入居予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

- 第25条 事業所は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その入居者及びその家族の希望等を勧告し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場

合を除き、退院後再び当該事業所に円滑に入居することができるようにしなければならない。

(身体的拘束廃止に向けての取り組み)

第26条 事業者は当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 緊急やむを得ない場合とは、次に掲げる要件をすべて満たす場合とする。
 - (1) 入居者本人又は他の入居者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
 - (3) 身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 3 緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合は、次に掲げる手続きに よらなければならない。
 - (1) 緊急やむを得ない場合に該当するかの判断は、医師、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、担当介護職員等の意見を参考にし、施設全体の判断として施設長が決定する。
 - (2) 事業者は緊急やむを得ない場合に、身体的拘束を行う場合には、入居者本人及びその家族に対して、身体的拘束の内容、理由、目的、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めなければならない。
 - (3) 緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行動を行う場合には、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除しなくてはならない。
- 4 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行う場合には、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止のための措置)

第27条 事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止推進委員会」という。）の設置等に関すること
 - ・虐待防止推進委員会の設置
委員会の開催 年2回以上
 - ・虐待防止のための指針の整備
 - ・虐待防止のための研修の実施
 - 採用時研修 採用後3か月以内
 - 継続研修 年2回以上

(身元引受人)

第28条 入居者との契約にあたり、身元引受人を定めることは必要としない。ただし、契約の締結後、事業所に残された入居者の所持品を入居者自身が引取ることができない場合に備えて、「所持品引取人」を定めるものとする。

なお、契約締結時に所持品引取人が定めることができない場合であっても、契約を締結することができる。

(生活者のルール)

第29条 入居者は相互扶助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、事業所の諸規定を守り、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第30条 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) サービス従業者又は他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (4) 事務所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (5) 指定した場所以外での火気の使用及び喫煙をすること。
- (6) 故意に施設若しくは物品に損害を与えこれを持ち出すこと。
- (7) その他決められた以外の物の持ち込をすること。

(損害賠償)

第31条 入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第32条 施設サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、施設長は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第33条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第34条 入居者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

(事故発生時の対応)

第35条 事業所は、入居者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、入居者の家族に連絡を行うと共に、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 事業所は、入居者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第36条 事業所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 前項の外、入居者の処遇の状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
 - (1) 入居者の処遇に関する計画
 - (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
 - (3) 第26条に規定する行動制限の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第35条に規定する苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(苦情処理)

第37条 事業所は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 入居者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するものとする。又自ら提供した施設サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理)

第38条 事業所において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行うものとする。

- 2 感染症の発生及びそのまん延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第39条 事業所の職員は、業務上において、知り得た入居者又はその家族に関するいかなる個人情報をも漏らしてはならない。事業所を退職しても同様とする。

- 2 事業所の職員は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に対する情報を提供する際には、あらかじめ入居者の同意を得ておかななければならない。

(地域と連携)

第40条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第41条 施設長は、この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項を別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成15年 8月25日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 3月22日から施行する。